

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県教育委員会等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年10月10日

石川県監査委員 安居 知 世  
同 一 川 政 之  
同 村 上 勝  
同 作 田 有 子

(別 紙)

教文第 1575 号  
令和5年9月14日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和5年8月31日付け石監査第284-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が2年連続で発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。	文化財課	2年連続で交通事故が発生したことを重く受け止め、職員との個別面談時等に、改めて全職員に対し、交通法規を遵守するとともに安全運転に万全を期するよう周知徹底を図ったほか、事故を発生させた職員に自動車運転技術向上研修を受講させ、職員の運転技術向上に取り組んでおります。 今後、このようなことがないよう、公用車の運行に際しては、交通安全に万全を期し、交通事故の防止に努めます。

企 第 628 号  
令和5年9月20日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和5年8月31日付け石監査第284-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が2件発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。	企画課	公用車の運行につきましては、今後発生することのないよう、職員に対して、より一層の安全運転への注意喚起をすることとしています。

人 第 525 号  
令和5年9月19日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和5年8月31日付け石監査第284-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
委員報酬の支出事務において、本来支払うべき期日に支出漏れし、翌月に支出しているものがあつた。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	人事課	支払期日が定められている委員報酬については、支出事務担当者だけでなく、グループリーダーにおいてもチェック表により処理状況を確認することとし、二重のチェック体制をとることで確実に支出事務を行うよう周知徹底を図りました。 今後とも、職員への注意喚起を継続し、再発防止に努めてまいります。

市 町 第 731 号  
令和5年9月20日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和5年8月31日付け石監査第284-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>旅費の支出事務において、令和3年度会計から支出すべきところ、令和4年度会計から支出されているものがあった。</p> <p>今後、このようなことがないよう十分注意すること。</p>	市町支援課	<p>指摘された事項につきましては、今後は該当職員へ速やかに必要書類の提出を依頼するよう庶務担当者間での引継ぎを徹底し、再発防止に努めます。</p>